備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域はなお従前の例による。

五十　陸上自衛隊船岡駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
宮城県柴田郡柴田町	宮城県角田市	大字船岡字大沼端一番地一	宮城県角田市
	宮城県柴田郡柴田町	大字船岡字大沼端一番地一、大字船岡字大沼端一番地一の一部、大字船岡字大沼端一番地一の一部、大字船岡字大沼端一番地一の一部